



広報

しょうわ

4月号

青空と緑と産業の町
Public Relations Showa Town
町の鳥=ひばり 町の花=れんげ 町の木=乙女椿

April.2010
No.390

まちの動き

3月1日現在

人口	17,049人(+44)
男	8,787人(+19)
女	8,262人(+25)
世帯数	6,907戸(-1)



みんなで守ろう！昭和町

3月1日から7日の間「春の全国火災予防運動」が実施されました。この運動期間中、昭和町消防団は夜の安全巡回パトロー儿や幼稚園を訪問し啓蒙活動を行いました。

「小さくても豊かなまちづくり」の実現に向けて



未来を担う子どもたち。小さいまちしょうわのひとづくり。

本日ここに、平成22年3月定例議会の開会にあたり、平成22年度の町政運営の基本方針について所信を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

初めに、平成22年度は私の任期における最終年であります。今まで、区長会をはじめとする区の役員の皆様、消防団、安協の皆様、生涯学習、社会体育、青少年の育成に携わる委員、団体の皆様、また、愛育会、食生活改善推進員の皆様、社会福祉やボランティアの活動に取り組みの皆様、等々、ここでは言い尽くせない大勢の方々のご協力があったからこそ、公約に掲げた施策を実現できたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

厳しい舵取り

平成19年2月、皆様の負託を

受け町長に就任してからの3年間を振り返りますと、右肩上がりの経済成長は望めず、「サービスは落とさず支出を抑える」という、選択と集中による厳しい舵取りをして参りました。

また、昨年は民主党による政権交代が実現し、地方への影響も懸念されていますが、このよくな変革の社会情勢の中でも、町民の皆様にお約束した「財政の健全化」と「ひとづくり」の理念を忘れることなく、政策実現に邁進して参りました。

財政の縮減と大型事業の見直し

平成19年度当初81億円あった一般会計当初予算を、20年度には78億円。そして21年度には69億円。そして22年度は、さらに創意工夫を職員に呼びかけ、今議会には66億円の予算を計上させていただき、一般会計の財政規模の縮小に努めて参りました。

押原公園、町営住宅、地域交流センター等の大型事業の見直しも目処がつき、これからは私が実施した「大型事業の見直し」そのものを検証し、町民の皆様にご報告して参ります。

豊かなまちづくりとは

さて、ここからは、私の町政運営理念であります「小さくても豊かなまちづくり」について述べさせていただきます。

私は就任当初から現在に至るまで、心安らぐ、豊かで、いつまでも住みたい町を維持していくためには、しっかりと「ひとづくり」が必要だと申し上げて参りました。

町民一人ひとりが、この昭和町を我が家のように思い、参加・参画をしていただけたら、小さなまちのままでも、豊かさを実感できるまちをつくることのできるかと考えております。

小さくてもきらりと輝くまち

現在、審議中の第3次行財政改革は、単にコストを削減する行革ではなく、町のあるべき姿を議論し、その実現に向けた方策を協議していただいております。

私たちが住む社会は人と人との支え合い、助け合いにより成り立っています。

審議会では、町のあるべき姿を「小さくてもきらりと輝くま

子育て環境の整備

第三に、のびのびと子育てができる環境整備として、昨年作成した4カ国語の検診等の説明書を活用し、日本人だけでなく外国人の親御さんの母子保健の充実を図ります。

また、国の臨時交付金を活用し、現在工事中の常永児童館の増築工事に引き続き、押原児童館の防水工事、西条児童館増築工事を行い児童福祉行政の環境整備を図って参ります。

緑化推進と環境保全

第四に、緑豊かなまちづくりとして、国の緊急雇用対策事業を継続活用し、町内の小さな残地を活用し、花を植え、ポケット公園として緑を増やして参ります。

環境対策では、廃食油の再利用やペットボトルのキャップ回収に協力し、ポリオワクチンを世界の子供達に届けてまいります。

また、現在、築地新居区で行っている蛍光灯の回収事業を来年度は役場へ設置、さらには電動生ゴミ処理機の購入補助額を増やすなど、町民の皆様の環境美化活動への取り組みを支援して参りますので皆様のご協力をお願いします。

ち・コンパクトシティ」と位置づけ、限られた財源の中で、優先度を考慮しながら、物づくりからひとづくりへ、予算を配分し、地域の力を活性化するため、施策に取り組み、地域のリーダー、未来を担う子供、そして行政職員の人材育成に重点を置く方策をまもなくまとめる運びとなっております。

始まる「行政区制度改革」

私は、昨年6月から7月にかけて、12地区を歩き区の役員の皆様と行政区制度改革に関する地区懇談会を開催しました。

直接行政区を運営する地区役員の皆様と意見を交わす中で、課題や心配事をお聴きして、行政区の運営を助け、活性化を図る方策を区の役員の皆様と一緒に考えて参りました。

そして、区長会のご理解をいただき、なかで、この4月から、今まで町が補助していた、行政区補助金やふるさと祭補助金、敬老会補助金等の6つの補助金を一本化し、自由に使える地域力活性化交付金として、年度初めに一括して交付して参ります。

また、地域力活性化交付金の活用状況を見ながら、各区に役場の係長職員を配置し、行政と



▲地区懇談会の様子

区のパイプ役となり、地域力向上のお手伝いをする「地区担当職員制度」を平成22年度中には実施していきたいと考えています。

替え難い郷土学習 杉浦父子を顕彰する

さて、地域の活性化を図るためには、行政区の改革とともに、地域リーダーの育成が重要な鍵を握ります。しかし、人材育成は一朝一夕にできることではありません。

子供たちが昭和町を愛し、地域に誇りを持つてもらうための政策が必要です。

昭和町の医師、杉浦健造・三郎父子は、私財を投じて「地方病」と呼ばれた日本住血吸虫病撲滅のための研究と検診、診察

に生涯を捧げました。明治から昭和に続く偉業でした。

町の子どもたちは、学校で杉浦父子について勉強しますが、杉浦医院が現存していることは、あまり知られていません。

町を代表する先人の業績を学び、その当時の診察室や医療器具を備えた医院跡を実際に見学できることは、児童、生徒にとって何にも替え難い郷土学習となり、昭和町で生まれ、育つことが大きな誇りになります。

私は、現存する建造物、調度品、庭園等の全てを保存し、杉浦父子を顕彰し広く後世に伝えていこうと考えております。

安全で安心なまち

次に、私が公約に掲げた具体的な施策として、第一に安全・安心、住みよいまちづくりとして、新たに、町内の犯罪抑止力を高めるために、公用車に青色防犯回転灯を取り付け、職員による町内パトロールを実施します。

また、国の臨時交付金を活用し、南消防署昭和出張所の増築を行い、救急隊員、消防隊員の専従化を進め緊急時の早期出勤態勢を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。



▲人と環境すつきりしょうわ

農業振興の要所 農産物直売所

担い手不足により生じた遊休地や耕作放棄地の増加も大きな問題であります。集約的農地の推進や、農協とタイアップした直売所建設など、農業後継者の確保や不耕作地の解消による緑地保全につながる事業を展開して参ります。

平成22年度は、「農業振興地域農地保全助成金」を新設し、調整区域内において、自ら米作りに取り組む農家を対象に助成金を交付し、休耕田の増加を防ぎ、緑化推進を図ります。

また、農産物直売所は、昨年5月に、町の農業振興と併せて広報誌でパブリックコメントし、「農協と議会との意見交換会」等、町議会とも協議を重ね、この度直売所建設に向けた昭和町農産物直売所建設委員会を設置し具体的な協議に入ったところであります。

農業、商工業を通じた地域交流拠点となるような直売所を建設して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

青少年の健全な育成

第五に希望に燃える昭和教育として、学校教育におきましては、各小中学校のニーズに対応し、教育補助員、特別支援補助員、日本語指導講師等の町単教員の維持、増員を平成22年度も実施し、各校の特徴を活かした学校教育を推進します。

小中学校の施設整備として、西条小の遊具移設、常永小の校舍三階に扇風機を設置するなど、児童生徒の健全育成に力を注いで参ります。

また、今年、図書館開館20周年記念の年にあたり、図書館では、子供読書活動の推進や、「大人のための読み聞かせ」等、記念企画を開催して参ります。



▲大人のためのおはなし会

福祉のまちづくり

第六に、お年寄りや障害者に優しいまちづくりとして、一人暮らし老人等を対象に自主防災組織と連携を図りながら、住宅用火災警報機を無償で設置して参ります。

障害者福祉といたしましては、障害児者共同生活介護施設家賃補助や社会福祉協議会に貸与した福祉車両の活用による福祉サービスの向上に努めます。



▲福祉車両

また、人間ドックの定員の増員や健康づくりの基本となる「健康増進計画」を策定し、町民の皆様の健康づくりに努めて参ります。

町内基盤の整備と 下水道計画の見直し

町内基盤の整備として永年の懸案でした西条・昭和インター線の用地補償費や、アルプス通りからの玄関口となる町道30号線の調査費を計上いたしました。道路、河川等も、優先順位を考慮しながら、各区の要望に応じて整備して参ります。

また、厳しい不況の中で当初予定していた釜無工業団地内下水道工事の一部を釜無工業会からの要望により凍結し、予てから早期工事を望んでいた河東中島区を工事区域に追加することになりました。河東中島区の工事は早ければ、平成23年度に設計、24年度以降工事に着手することになります。

地域手当制度の導入

私は、就任以来、ひとを育てる視点から、各種の政策、事業を実施して参りました。

町の考え方や新たな方針をわかりやすく、事前に情報公開し、町民の皆さんの考える力を引き出し、主体的で自主的な活動ができる環境づくりを進めると共に、新しい自治体の構

想を、みなさんと議論して、つくっていくことを約束いたしました。

そのために、これからの行政職員は職員自らが地域に飛び出し、町民と共に汗を流し知恵を出すこと等が求められ、職員の意識と仕事そのものを根本的に改革しなければなりません。

皆様ご承知のとおり、公務員の給与は各地域の民間給与との均衡を重視する考え方に方針転換されました。今まで、本町では、人事院の勧告に従い給与を減額する改正を行って参りました。しかし、その結果、山梨県内における民間企業や近隣市職員給与との間に格差が広がって参りました。

町議会からは、単独町で事務を執行する本町の職員に対し、この格差を是正し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保せよとの温かい声援をいただき、今議会にて正職員については「地域手当制度」の導入を、また臨時職員については最低賃金の引き上げのための予算を計上させていただいております。

私たち行政は、町議会、そして町民の皆様の信頼に応える

べく全職員が精進して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

地方病の撲滅と ホタルの復活



以上、任期4年目のまちづくりへの、私の所信をお話しさせていただきました。懸案事項であった常永土地区画整理事業も、大型ショッピングセンターの開店も来春となり、区画整理事業による町の活性化も具現化して参りました。

振り返ると、私が生まれた昭和17年は昭和村が誕生した年であり、昭和5年、昭和町は「ホタルのまち」として国の天然記念物指定地となり、私の少年時代、ホタルが乱舞する姿は私たちの目を楽しませ、町の風物詩になっていました。

しかし、日本住血吸虫病の撲滅のためにはじめた土水路のコンクリート化工事の影響で、ホタルは姿を消しました。

「昭和町源氏ホタル愛護会」は、町を再びホタルの里にしよ

うと、幼虫を育て放流し、環境保全と生態系の復元に取り組むボランティア団体です。愛護



会の活動が身を結び、町には、ホタルが戻ってきました。

今も昔も、昭和町民の情熱が、尊い生命や自然環境を守り育てています。愛護会の尊い活動を、今後も支援していきたいと思っております。

古のものと 新しきものの共存

私は、これからも、先人の方々に残していただいた歴史や資産を大切にしながら、区画整理事業や社会資本の整備を

進め、小さくてもきらりと輝く、古の物と、新しき物とが共存し、町民の方々が豊かさを実感できるまちづくりに心血を注いで参ります。

歴史と伝統、文化と交流、緑地と環境、そして健康と未来、様々な角度から人が輝き、人が潤う「ひとづくり」に邁進することを、ここに誓い平成22年度にかかる私の所信表明といたします。

「小さくても豊かなまちづくり」進捗状況

21年度実績と22年度の主な事務事業を報告します。

安全安心施策（住みよい町）	
H21	・昭和農協、押原小学校間の歩道整備 ・新型インフルエンザ対策 ・自主防災組織活性化事業
H22	・木造住宅耐震化事業費への補助金 ・公用車へ青色防犯灯回転灯設置 ・自主防災組織と連携した要援護者支援
協働推進・財政の健全化・地域振興施策（みんなでつくる町）	
H21	・町内中小企業主利子補給制度 ・釜無工業団地内企業支援事業 ・GISデータ整備技術サポート業務委託
H22	・地域力活性化交付金（補助金の一本化） ・地区担当職員制度の開始 ・昭和町PR誌、町概要ハンドブックの作成
子育て支援施策（のびのび育てができる町）	
H21	・外国人向けの子育て支援パンフレットの作成 ・妊婦健診の助成拡充 ・新型ワクチンの助成枠拡大（1歳児～中学生まで）
H22	・常永児童館の留守家庭学級児童の定員増 ・西条児童館増築工事 ・押原児童館防水改修工事
緑化推進・環境保全施策（緑豊かな町）	
H21	・低公害車導入促進（公用車買い換え） ・中小企業ものづくり研究開発支援 ・緑地整備用花の苗等購入
H22	・電動生ゴミ処理機購入補助額の増加 ・蛍光灯回収ボックスの役場設置 ・農業振興地域農地保全助成金
青少年健全育成施策（希望に燃える町）	
H21	・史跡巡りウォーキングロードマップの作成 ・電子黒板の学校への整備 ・理科教育環境整備
H22	・杉浦邸の保存による杉浦医師親子の顕彰 ・図書館開館20周年記念行事の開催 ・教育補助員等の維持・増員
高齢者障害者福祉施策（お年寄りや障害者に優しい町）	
H21	・ボランティア活動登録制度 ・福祉防災登録カード ・福祉車両購入による送迎サービスの充実
H22	・要援護者住宅用火災警報機の無償設置 ・人間ドック定員の増 ・健康増進計画の策定

健診日程

【若年健診】30～39歳

健診日	対象地区
6月28日(月)	清水新居
7月1日(木)	河東中島・紙漉阿原・築地新居 飯喰・河西・上河東・上河東二区
7月2日(金)	西条一区・西条二区 西条新田・押越
7月4日(日)	全地区対象

【後期高齢者健診】75歳以上

(昭和10年6月28日以前に生まれた方)

健診日	対象地区
6月28日(月)	清水新居
7月1日(木)	河東中島・紙漉阿原・築地新居 飯喰・河西・上河東・上河東二区
7月2日(金)	西条一区・西条二区 西条新田・押越

【国保特定健診・社保本人がん検診】40～74歳

健診日	対象地区
6月28日(月)	清水新居
7月4日(日)	全地区対象
7月5日(月)	押越・河東中島・飯喰
7月6日(火)	西条二区
7月7日(水)	西条一区・西条新田
7月8日(木)	紙漉阿原・河西
7月9日(金)	築地新居・上河東・上河東二区

【社保被扶養者の特定健診】40～74歳

※がん検診のみの方も含む

健診日	対象地区
6月29日(火)	押越・河東中島・紙漉阿原 築地新居・飯喰・河西 上河東・上河東二区
6月30日(水)	西条一区・西条二区 清水新居・西条新田

■問い合わせ先

受診資格(対象者)に関すること → 役場町民窓口課 国民健康保険係 (☎275-8264)
健診内容・日程に関すること → 役場いきいき健康課 健康増進係 (☎275-8785)

《人間ドックを受けましょう!!》

町では、生活習慣病予防・病気の早期発見のために、人間ドックを下記の日程で行います。人間ドックは一日で検診結果が分かるため、その場で適切な指導助言を得ることができますので、すぐ健康づくりに役立ち、実践できます。この機会に人間ドックを受けてみませんか？

人間ドックの対象者



- ①働きざかり節目人間ドック 【定員は270名です】
平成23年3月末時点で、35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳の方
- ②国民健康保険人間ドック 【定員は230名です】
35歳以上69歳以下の方で、国民健康保険に加入している方

◆検診日	5月	26日(水)～31日(月) ※土・日を除く
※受診日については、申込み時にお渡しする申込み番号にて直接検査機関に申し込んでいただきます。	6月	1日(火)～30日(水) ※土・日を除く
	7月	1日(木)～30日(金) ※土・日・祝日を除く
	8月	2日(月)～12日(木) ※土・日を除く



◆負担金 7,000円 【注】特定健診と人間ドックの両方を受診することはできません。

◆申込み期日及び場所	期日	時間	場所
	4月16日(金)	午前9時～11時30分 午後1時30分～5時	昭和町総合会館軽運動室



- ◆必要なもの 印鑑・負担金(おつりの無いように)・保険証・通知書(節目人間ドックの方のみ)
 - ◆検査機関 県厚生連健康管理センター(甲府市飯田1-1-26) ☎0120-28-5592 (フリーダイヤル)
 - ◆問合せ ①『働きざかり節目人間ドック』→役場いきいき健康課健康増進係(☎275-8785)
②『国民健康保険人間ドック』→役場町民窓口課国民健康保険係(☎275-8264)
- ※社会保険加入が本人の方の場合は、このドックが特定健診の代りになりますので、結果を職場にお知らせください。



あなたの受診できる 健診・検査項目を確認しましょう



健診	年齢	加入している医療保険	受診できる検査項目(下表の番号です)
若年健診	30歳～39歳 (昭和46年4月1日～56年3月31日生まれの方)	国保加入の方	①②
		国保以外の方	本人 ② 被扶養者 ①②
特定健診	40歳～74歳 (昭和10年6月29日～46年3月31日生まれの方)	国保加入の方	①②③④
		国保以外の方	本人 ②④ 被扶養者 ①注1) ②③④
後期高齢者健診	75歳以上 (昭和10年6月28日以前に生まれた方)	後期高齢者医療制度の方	①②③注2)

注1) 社会保険の被扶養者の方は、①が町で受けられるかどうかを、必ず保険者(保険証を発行する機関)にご確認ください。

注2) 75歳未満でも後期高齢者医療制度に加入している方は受診することができます。

検査項目



① 若年・特定 後期高齢者健診	②	③	④
胃がん検診	大腸がん検診	肝炎ウイルス検査	骨粗しょう症検診
診察、血液検査、腹囲測定、検尿、心電図、眼底検査などの基本検査	2日分の便による潜血反応の検査	平成23年3月31日時点の年齢が40歳の方及び40歳以上で初めて健診を受ける方	平成23年3月31日時点の年齢が40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性の方
胸部レントゲンによる検査	超音波による肝臓、胆のう、腎臓、すい臓など腹部の検査	血液による検査	

※社会保険に加入している方の特定健診については、保険者(保険証を発行している機関)または職場にお問い合わせください。

※65歳以上の方は、年1回の胸部レントゲン検査(結核検診)が義務付けられていますので、かかりつけの医療機関や町の検診等で必ず受診しましょう。

- 健診場所 6月28日(月)は清水新居公民館です。それ以外の日程はすべて総合会館です。
- 受診料 無料 ※ただし、社保被扶養者で特定健診を受ける場合は、保険者が定める負担金がありますのでご注意ください。
- 申込方法と申込期間

4月上旬すぎに郵送される申込書に必要事項をご記入の上、4月21日(水)までに「**必着**」でご返信ください。(同封の返信用封筒をご利用ください)

ここが変わります! ※昨年度まで、若年健診をお申し込みの方は直接いきいき健康課にお越しいただいておりましたが、今年度より郵送でのお申し込みとなります。

ご注意下さい! ※電話でのお申し込み、期日を過ぎてのお申し込みはできませんのでご了承ください。
※人間ドックと重複して申し込むことはできません。

○健診バッグ(健診セット)のお渡し

6月18日(金)以降に郵送にてお渡しいたします。お申し込みになった方で、6月23日(水)までに届かなかった場合は、いきいき健康課へご連絡ください。

特定健診等及び人間ドックの詳細は、今月の広報誌と同時配布の「すこやか通信22(保存版)」をご覧ください。

連番	基準値の所在		評価額(円/m)	用途地区
47	上河東字横田	常永団地南側付近	29,000	普通住宅地区
48	上河東字横田	常永駅南側付近	24,500	
49	清水新居字宮の上	甲府市境アルプス通り沿い	52,800	普通商業地区
50	清水新居字沖田	沖田公園付近徳行三丁目清水新居線沿い	48,300	
51	清水新居字沖田	妙全寺付近上石田一丁目西条線沿い	48,900	
52	西条字北河原	甲府バイパス交差点付近上石田一丁目西条線沿い	48,700	
53	清水新居字村中	甲府市境昭和通り沿い	57,800	
54	西条字北河原	甲府昭和高校入口交差点国道20号沿い	61,500	
55	西条字馬籠	甲府南アルプス線沿い	35,700	
56	西条新田字北河原	甲府南アルプス線中央道ボックス付近	50,100	
57	西条字才神	浄慶寺北側昭和バイパス沿い	54,100	
58	西条字前切	東部農協旧西条支所南側昭和バイパス沿い	50,600	
59	西条字清水尻	国母駅入口交差点甲府市川三郷線沿い	41,900	
60	西条字長登路	国母駅入口バス停付近甲府市川三郷線沿い	41,300	
61	西条字山宮地	国母駅前通り沿い	40,700	
62	西条字立石	昭和水源資材置場付近押越西条新田線沿い	42,000	
63	西条字姥川	昭和水源付近押越西条新田線沿い	41,900	
64	押越字上河原	南消防署昭和出張所昭和バイパス沿い	46,300	
65	押越字大西	押原小学校西側昭和バイパス沿い	45,000	
66	押越字新田前	押越新田集会所北側甲府市川三郷線沿い	39,000	
67	紙漣阿原字サツ平	押越バス停甲府市川三郷線沿い	37,200	
68	河東中島字熊の宮	東部農協昭和支店西側甲府市川三郷線沿い	36,400	
69	河東中島字西国田	押原駐在所南昭和玉穂線沿い	35,400	
70	築地新居字新居前	源光寺南甲斐中央線沿い	30,200	
71	築地新居字新居前	築地新居公会堂西側甲斐中央線沿い	30,700	
72	飯喰字屋敷添	東部農協旧常永支所甲斐中央線沿い	28,700	
73	河西字村内	法界寺北側甲斐中央線沿い	31,500	
74	飯喰字村西	昭和バイパス飯喰交差点付近	42,900	
75	河西字村西	鍛冶新居橋北側昭和バイパス沿い	39,300	
76	河西字村西	法界寺西側旧田富町境昭和バイパス沿い	40,100	
77	河西字鶴住	大円寺南側甲府市川三郷線沿い	33,600	
78	河西字大林	大林区画整理地東側旧田富町境甲府市川三郷線沿い	33,900	
79	築地新居字村前	釜無工業団地釜無グラウンド西側付近	14,500	大工場地区
80	紙漣阿原字沖田	国母工業団地国母公園北側付近	16,400	普通住宅地区
81	西条字中曾根	新電々ビル北側付近	41,500	
82	河東中島字山伏	町道10号線西側背後	27,500	



標準宅地評価額を公開します

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者(毎年1月1日現在の所有者)が、その資産価値に応じて納める税金です。固定資産税は、資産の価格(適正な時価)に対して課税されるので、資産価格の変動に対応し、適正・公平な価格に見直すため、国で示す固定資産評価基準をもとに評価替えを行っています。

そこで、固定資産税の評価の適正な確保と、納税者の評価に対する理解の促進に資するため、修正した標準宅地の評価額を公開いたします。

平成22年度 標準宅地評価額

連番	基準値の所在		評価額(円/m)	用途地区
1	清水新居字宮の上	家具団地南西付近	38,500	普通住宅地区
2	清水新居字沖田	沖田区画整理地区内	41,300	
3	清水新居字屋敷前	昭和インター北側付近	39,100	
4	清水新居字小松田	長泉院北側200m付近	41,000	
5	清水新居字村中	清水新居公民館付近	39,000	
6	清水新居字南河原	甲府バイパス北側付近	39,900	
7	西条字松ノ木	甲府昭和高校東南付近	53,300	
8	西条字清水	甲府昭和高校西側付近	40,100	
9	西条字村前	西条小学校東側付近	40,000	
10	西条字神屋	神屋公園付近	42,100	
11	西条字山梨	義清神社南西200m付近	38,700	
12	西条字山宮地	国母駅北側200m付近	37,300	
13	西条字梅の木	国母駅前郵便局西側付近	38,300	
14	西条字梅の木	国母変電所西側付近	38,100	
15	西条字山宮地	国母駅南側付近	33,900	
16	押越字鎌田川端	中央道身延線ボックス東側付近	30,300	
17	西条字清水	水道局グラウンド東側付近	34,300	
18	西条新田字村北	正覚寺付近	33,400	
19	西条新田字村前	西条新田公会堂付近	39,200	
20	西条字立石	西条小学校南西100m付近	37,300	
21	西条新田字村西道上	鎌田川西側旧竜王町境付近	26,200	
22	西条字穴田	昭和水源北西200m付近	28,800	
23	西条字姥川	西条二区第2公会堂付近	29,900	
24	築地新居字東河原	玉川団地南側付近	28,400	
25	押越字氏神	昭和町総合会館付近	30,000	
26	河東中島字村下	河東中島公会堂西側付近	28,000	
27	押越字上川瀬	上川瀬公園東側付近	37,700	
28	押越字中川瀬	川瀬公園付近	38,100	
29	紙漣阿原字天白上	天白北側付近	37,100	
30	紙漣阿原字天白下	泉応寺南側200m旧玉穂町境付近	34,800	
31	押越字下村	東部農協昭和支店南東100m付近	26,800	
32	河東中島字川代	興善寺南側100m付近	26,200	
33	紙漣阿原字沼	本誓寺北側付近	25,200	
34	築地新居字村前	蓮華寺東側200m付近	26,200	
35	築地新居字大神	釜無公園グラウンド北北東300m付近	27,800	
36	築地新居字大神	釜無工業団地北側旧竜王町境付近	26,900	
37	飯喰字屋敷添	東部農協旧常永支所東側付近	28,000	
38	河西字村西	東部農協旧常永支所西南西200m付近	25,300	
39	飯喰字村西	釜無工業団地南側昭和バイパス西側付近	22,800	
40	河西字亀住	常永小学校グラウンド南側付近	26,300	
41	河西字村内	法界寺北東100m付近	28,900	
42	河西字大林	河西公会堂東南付近	31,300	
43	河西字村西	鍛冶新居区画整理地付近	33,100	
44	河西字大林	河西大林公園南側付近	31,700	
45	上河東字田之神田	上河東公会堂北側付近	30,700	
46	上河東字田之神田	常永団地北側100m付近	30,900	

軽自動車税減免のお知らせ

身体または精神に障害のある方が所有する軽自動車で、障害者本人が運転する・障害者のために障害者と生計を一つにする方・もしくは常時介護する方が運転をする軽自動車について、一定の要件(該当する要件項目についての詳細は役場税務課まで)に該当する方は、軽自動車税が免除になります。

なお、普通自動車の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

手続きに必要な物

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 印鑑
- ③ 軽自動車を運転する方の運転免許証
- ④ 車検証

申請期日

4月23日(金)まで
(期日を過ぎると、平成22年度分については減免されませんのでご注意ください)

申込み・問合せ

役場税務課 軽自動車税担当
(☎275-8265)

固定資産税台帳の縦覧について

平成22年度に課税される土地・家屋の評価額が、役場税務課において縦覧できます。

期間

4月1日(木)～5月31日(月)
午前8時30分～午後5時30分
(土・日曜日、祝日は除く)

持ち物

印鑑をお持ちください。

問合せ

役場税務課 資産税係
(☎275-8265)

共に生き活き輝け昭和

昭和町男女共同参画推進だより
No.66

ひとひと
女と男とが築きあげる
21世紀のまちづくり

事務局 役場企画財政課 (☎275-8154)

「リプロダクティブヘルス/ライツ」という言葉はご存知ですか？未だ周知度が低く、充分に理解されていません。

「家族計画・母子保健・思春期保健を含む生涯を通じた性と生殖に関する健康」という意味になりま

リプロダクティブヘルス/ライツ！

男女共同参画推進委員会
委員 玉川 秀城

男性は妊娠させる性、女性は妊娠して産む性であります。従来日本では母子保健は重要視され発展してきましたが、性に関してはタブー視されてきました。そのため「性」についての知識はほとんど興味本位のマスコミや、友達から得ている状況で、成長発育にふさわしく、正しくは教えられていなかったのが実情です。

性と生殖に関する健康と権利。妊娠・出産・避妊などについて女性自らが決定権をもつとの考えで1994年の国連人口開発会議で確立されました。

女性の性に対して平等と自由を尊重し、慈愛に満ちた、人間としての社会を形成するため私たち一人一人が理解すること、また子どもたちへの教育の中での取り組みが、なお一層重要だと思えます。

こんにちは！ 愛育会です！

事務局 役場いきいき健康課
(☎275-8785) No.65

「わたしのまわりのハッとヒヤッと体験記」 を作成しました♪

愛育会では平成20年度に「子どもの事故防止」についての研修を受け、その学びを多くの方に伝えていくことで子どもの事故を未然に防ぎ、健やかな成長の手助けができるのではないかと考えました。

そこで、H21年度に乳幼児健診で子育て中のお母さん方にお話を伺ったり、地域の声かけ活動の中で、実際に起こった子どもにまつわる危ない体験についての声を聞き、合わせて232件の「私のまわりのハッとヒヤッと体験記」をまとめました。実際に起こった事例をとおして子どもを思わぬ事故から守るためにお役に立てていただければ幸いです。今後は乳幼児健診や育児学級などでも活用していく予定です。

ご希望の場合はお近くの「愛育班員」または「いきいき健康課」へ

応急手当の方法や昭和町内の病院案内も載ってるよ！

愛育会は今年4月から新しい役員となります。昨年度の活動を引き継ぎながら、より地域のみなさんの声に即した活動ができるよう、頑張ってまいりますのでどうぞよろしくお願いたします。




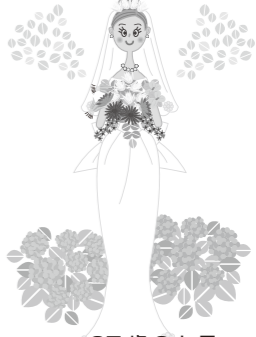
国民年金

シリーズ
その64

年金は世代間の支えあい。
年金についてももう一度
考えてみませんか。

加入期間について

加入期間は、原則として月単位で数えます。被保険者となった月から、被保険者でなくなった月(退職日の翌日を含む月)の前日までを計算します。

例	第1号被保険者(学生)	第2号被保険者(会社員)	第1号	第3号被保険者(2号被保険者の配偶者)
11月誕生日で4月に就職する 大学生A子さんの場合	29か月 20 21 22  20歳の誕生日 国民年金に加入	45か月 23 24 25 26  22歳6か月 会社に就職	9か月 27 28 29  26歳3か月 会社を退職	扶養加入以降… 27歳0か月  結婚し会社員に扶養されるようになる

※退職日の翌日を含む月が「被保険者でなくなった月」ですので、月の末日が退職日の場合は、退職した月も被保険者期間に算入されます。

例：12月1日～30日退職→12月より第1号被保険者 12月31日退職→1月より第1号被保険者

国民年金を受給するためには

国民年金から支給される年金を「基礎年金」といい、3種類あります。それぞれの年金を受けるために必要な期間や要件が決められています。

老齢基礎年金

65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまで40年間保険料を納めた人は満額を受けることができます。

受給するための要件

老齢基礎年金を受給するためには、第1号被保険者として保険料を納めた期間や第2号被保険者期間、第3号被保険者期間、保険料免除期間などをあわせて、少なくとも25年(300月)以上の期間が必要です。

障害基礎年金

国民年金に加入中(もしくは60歳以上65歳未満で日本在住)に初診日のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられる年金です。

受給するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていなかった期間が3分の1以上ないこと。ただし、初診日が平成28年3月31日までの場合は、初診月の前々月までの1年間に未納がなければ受けることができます。

遺族基礎年金

①国民年金に加入中(もしくは60歳以上65歳未満で日本在住)や②老齢基礎年金を受けている人、受けられる人が亡くなったときに生計を維持されていた子(18歳になって最初の3月31日まで、または1級2級の障害がある20歳未満の子)のいる妻または子が受ける年金です。

受給するための要件

上記①の場合、死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていなかった期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、死亡日が平成28年3月31日までの場合は、死亡月の前々月までの1年間に未納がなければ受けることができます。

問い合わせ… 電王年金事務所(旧電王社会保険事務所年金業務課)(☎278-1104)
または… 役場町民窓口課年金係(☎275-8264)